

# 第76回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2026年6月19日 (金) 午前10時  
開催場所 大阪府寝屋川市木田元宮1丁目1番1号  
当社本館2階 エクセディホール



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/7278/>



## 目次

### ごあいさつ

- 1 第76回定時株主総会招集ご通知
- 4 株主総会参考書類
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役7名選任の件

### 18 事業報告

### 32 EXEDY NEWS

### 33 連結財政状態計算書

### 34 連結損益計算書

### 35 貸借対照表

### 36 損益計算書

### 37 監査報告書

### ご参考

- 44 製品の紹介
- 45 株式情報
- 46 海外関連会社所在地

## ごあいさつ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第76回（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2025年度は、2024年度から2026年度までの3年間の中期経営計画「変革/REVOLUTION 2026」の2年目として、現行ビジネスを統合した基幹事業本部と新事業関連部門を統合した戦略事業本部を新設し、現行ビジネスの収益力の確保・向上を図りつつ新事業の創出・育成に努めてまいりました。

新事業の創出・育成につきましては、複数のプロジェクトで量産を開始することができたほか、M&Aにも積極的に取り組み、将来に向けた種まきも行ってまいりました。

また、積極的な株主還元を続けるとともに資本収益力の強化に努め、ROEは2027年度末までに8%、2030年度末までに10%を目指してまいります。

2026年度は、「変革/REVOLUTION 2026」の最終年度となります。中東情勢の緊迫化などによる世界経済への悪影響が懸念されるなかではありますが、グループ一丸となり中期経営計画を完遂し、さらなる企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様には、今後も一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



2026年5月29日  
代表取締役社長  
吉永徹也

株 主 各 位

大阪府寝屋川市木田元宮1丁目1番1号  
**株式会社 エクセディ**  
代表取締役社長 吉 永 徹 也

## 第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

[https://www.exedy.com/  
ja/stockholder/stockholder.html](https://www.exedy.com/ja/stockholder/stockholder.html)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7278/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ではございますが、株主総会参考書類をご検討いただき、2026年6月18日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府寝屋川市木田元宮1丁目1番1号  
当社 本館2階 エクセディホール

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第76期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
  2. 会計監査人及び監査役会の第76期連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件


電子提供措置事項のうち、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、連結持分変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表を記載いたしていません。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

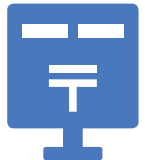
## 【議決権の行使についてのご案内】

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

- 


1 インターネットにより行使いただく場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限** 2026年6月18日（木曜日）午後5時まで
- 

2 書面により行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限** 2026年6月18日（木曜日）午後5時までに到着
- 

3 当日株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。

**株主総会開催日時** 2026年6月19日（金曜日）午前10時

### 4. 招集にあたっての決定事項

- インターネットによる方法と郵送による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

### 機関投資家の皆様へ

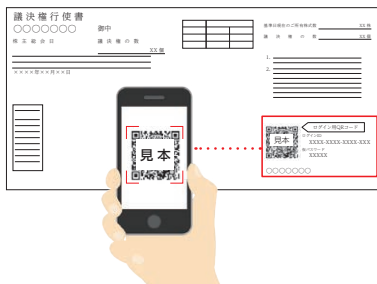
当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

ログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

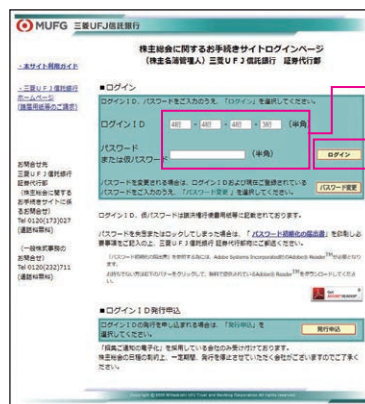


※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.muft.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問合せください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当金に関する事項

当社は利益配分について、今後の成長投資や事業基盤整備のための資金需要とキャッシュ・フローの状況を考慮しながら、株主の皆様のご期待に応えられるよう、安定的・継続的な利益還元をさせていただきたいと考えております。

当期の期末配当につきましては上記の方針に基づき以下のとおり1株につき150円といたしたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、2025年11月25日に実施いたしました1株につき150円の中間配当を含め、前期に比べて50円増配の300円となります。

### 1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

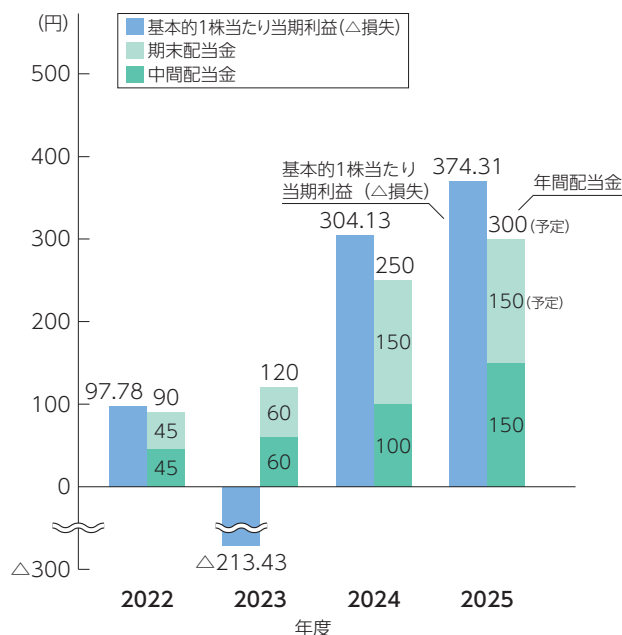
当社株式1株につき金150円

総額 5,489,818,500円

### 2. 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月22日

### ● 配当金の推移 1株当たり配当金(円)



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、執行と監督の分離および強化を通じて経営の透明性・客観性を向上させるとともに、経営環境の変化に素早く対応する迅速な業務執行を実現することで、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図るため、指名委員会等設置会社に移行することといたしたいと存じます。これに伴い、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会並びに執行役に係る規定の新設、監査役及び監査役会に係る規定の削除等の所要の変更を行うものであります。また、取締役の員数の上限を1名減員致するものであります。
- (2) 『会社法の一部を改正する法律』（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、業務執行取締役等を除く取締役との間で責任限定契約を締結することが可能となったことから、この法改正の趣旨及び内容を踏まえ、上記(1)の定款変更とあわせて、責任限定契約に関する現行規定を変更するものであります。なお、変更案第24条の変更内容につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 当社グループにおける事業ポートフォリオの転換に向けた新規ビジネスの実施に備え、第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。
- (4) 上記の変更に伴う条数の変更及びその他の所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条（条文省略）	第1条（現行どおり）
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（13）（条文省略） （新設）	第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（13）（現行どおり） <u>（14）ドローンなどのUAV分野、モビリティ分野、インフラストラクチャー分野、プラントソリューション分野における製品等の企画、開発、設計、製造、加工、施工、修理、販売及び賃貸借</u>
<u>（14）前各号に附帯関連する一切の事業</u>	<u>（15）前各号に附帯関連する一切の事業</u>

現 行 定 款	変 更 案
第3条（条文省略）	第3条（現行どおり）
<p>第4条（機関） 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会 （2）監査役 （3）監査役会 （4）会計監査人</p>	<p>第4条（機関） 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会 （2）<u>指名委員会、報酬委員会及び監査委員会</u> （3）<u>執行役</u> （4）会計監査人</p>
第5条（条文省略）	第5条（現行どおり）
<p>第2章 株式</p>	<p>第2章 株式</p>
第6条～第8条（条文省略）	第6条～第8条（現行どおり）
<p>第9条（株式取扱規則） 当社の株式に関する手続および手数料、その他株主権行使の手続に関する取扱は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。</p>	<p>第9条（株式取扱規則） 当社の株式に関する手続および手数料、その他株主権行使の手続に関する取扱は、法令または本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役</u>において定める「株式取扱規則」による。</p>
<p>第10条（株主名簿管理人） ①当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。 ②当社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p>	<p>第10条（株主名簿管理人） ①当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。 ②当社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、取締役会の決議<u>又は取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定</u>により選定し、これを公告する。</p>

## 現 行 定 款

### 第11条（基準日）

- ①当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- ②前項のほか本定款に別段の定めがある場合を除き、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、基準日を設けることができる。

## 第 3 章 株主総会

### 第12条（条文省略）

### 第13条（株主総会の招集者及び議長）

- ①株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。
- ②取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

### 第14条～第16条（条文省略）

## 第 4 章 取締役及び取締役会

### 第17条（取締役の員数）

当社の取締役は12名以内とする。

## 変 更 案

### 第11条（基準日）

- ①当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- ②前項のほか本定款に別段の定めがある場合を除き、必要がある場合は、取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によりあらかじめ公告して、基準日を設けることができる。

## 第 3 章 株主総会

### 第12条（現行どおり）

### 第13条（株主総会の招集者及び議長）

- ①株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によりあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。
- ②前項に定める者に事故あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、他の取締役又は執行役が株主総会の議長となる。

### 第14条～第16条（現行どおり）

## 第 4 章 取締役及び取締役会

### 第17条（取締役の員数）

当社の取締役は11名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
第18条～第19条（条文省略）	第18条～第19条（現行どおり）
<p>第20条（<u>役付取締役</u>）  <u>取締役会の決議により、取締役社長1名を置くことができる。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第21条（<u>代表取締役</u>）  <u>当社の代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第22条（<u>取締役会の招集者及び議長</u>）  ①<u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u>  ②<u>取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</u></p>	<p>第20条（<u>取締役会の招集者及び議長</u>）  ①<u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によりあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。</u>  ②<u>前項に定める者に事故あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</u></p>
<p>第23条（<u>取締役会の招集通知</u>）  ①<u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までにこれを発するものとする。但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u>  ②<u>取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</u></p>	<p>第21条（<u>取締役会の招集通知</u>）  ①<u>取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までにこれを発するものとする。但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u>  ②<u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</u></p>
第24条～第25条（条文省略）	第22条～第23条（条文は現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第26条（報酬等）</u>  <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第27条（社外取締役との責任限定契約）</u>  当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p><u>第24条（取締役との責任限定契約）</u>  当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条が規定する最低責任限度額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第28条～第35条（条文省略）</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>第5章 指名委員会、報酬委員会及び監査委員会</u></p> <p><u>第25条（委員の権限）</u>  ①<u>指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する。</u>  ②<u>報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針及び個人別の報酬等の内容を決定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>③監査委員会は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 取締役及び執行役の職務の執行の監査及び監査報告の作成。</p> <p>(2) 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定。</p> <p>④指名委員会、報酬委員会及び監査委員会は、法令又は定款で定めるもののほか、第28条の委員会規則に定める事項を行う。</p>
(新設)	<p>第26条 (員数)</p> <p>指名委員会、報酬委員会及び監査委員会は、3名以上の取締役で組織するものとし、その過半数は社外取締役とする。</p>
(新設)	<p>第27条 (委員の選定)</p> <p>指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。</p>
(新設)	<p>第28条 (委員会規則)</p> <p>指名委員会、報酬委員会及び監査委員会に関する事項については、法令又は本定款において定めるもののほか、取締役会又は各委員会において定める規則による。</p>
(新設)	<p>第6章 執行役</p>
(新設)	<p>第29条 (執行役の選定)</p> <p>①当社の執行役は、1名以上とする。</p> <p>②執行役は取締役会の決議により選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>第30条（執行役の任期）</u> <u>執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。</u>
(新設)	<u>第31条（代表執行役及び役付執行役）</u> <u>①当社は、取締役会の決議により代表執行役を選定する。</u> <u>②当社は、取締役会の決議により役付執行役を選定することができる。</u>
(新設)	<u>第32条（執行役規則）</u> <u>執行役に関する事項については、法令又は本定款において定めるもののほか、取締役会において定める規則による。</u>
<p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 会計監査人</p>	<p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 会計監査人</p>
<p>第<u>36</u>条～第<u>37</u>条（条文省略）</p>	<p>第<u>33</u>条～第<u>34</u>条（条文は現行どおり）</p>
<p>第<u>38</u>条（会計監査人の報酬等）  会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>第<u>35</u>条（会計監査人の報酬等）  会計監査人の報酬等は、<u>取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役が監査委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 計算</p>	<p style="text-align: center;">第<u>8</u>章 計算</p>
<p>第<u>39</u>条～第<u>42</u>条（条文省略）</p>	<p>第<u>36</u>条～第<u>39</u>条（条文は現行どおり）</p>
(新設)	<p><u>附則</u>  <u>第1条（監査役の責任限定契約に関する経過措置）</u>  <u>第76回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</u></p>

### 第3号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

当社では、迅速な意思決定と実効性の高い監督機能を実現するため、取締役会の過半数の社外取締役を選任いたしたく、社外取締役4名を含む、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位、担当	取締役会の出席回数 及び出席率
1	再任 吉永徹也	男性 代表取締役社長	12回/12回 (100%)
2	再任 豊原浩	男性 代表取締役専務執行役員、 経営戦略推進本部長	12回/12回 (100%)
3	再任 廣瀬讓	男性 取締役常務執行役員、 戦略事業本部長	12回/12回 (100%)
4	再任 高野利紀	社外 独立 男性 社外取締役	12回/12回 (100%)
5	再任 林隆司	社外 独立 男性 社外取締役	12回/12回 (100%)
6	再任 井上福子	社外 独立 女性 社外取締役	12回/12回 (100%)
7	再任 伊藤紀美子	社外 独立 女性 社外取締役	12回/12回 (100%)



再任

▶ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1988年 7 月 当社入社  
2009年 3 月 エクセディアメリカ社長  
2009年 6 月 当社執行役員  
2016年 4 月 エクセディダイナックス上海総経理  
2017年 4 月 当社上級執行役員  
2019年 6 月 取締役  
AT製造本部長  
上野事業所長  
2020年 4 月 常務執行役員  
2021年 4 月 専務執行役員  
2022年 6 月 代表取締役社長（現在に至る）

▶ 取締役候補者とした理由

吉永徹也氏は、長年の海外駐在経験と中国事業担当等の実績を持ち、2022年6月より代表取締役社長を務めております。当社の中長期戦略の策定に主導的役割を果たしており、これからも企業価値向上にリーダーシップを発揮することが期待できるため、引き続き取締役候補者としました。

## 2 とよ はら 豊原

ひろし 浩 (1962年8月19日生)

所有する当社株式の数 16,589株



再任

### ▶ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1995年 1 月 当社入社  
2010年 4 月 執行役員  
2011年 4 月 財務企画本部長  
2012年 6 月 取締役  
2013年 4 月 上級執行役員  
管理本部長  
2016年 4 月 常務執行役員  
2020年 4 月 専務執行役員（現在に至る）  
2022年 6 月 代表取締役（現在に至る）  
2025年 4 月 経営戦略推進本部長（現在に至る）

### ▶ 取締役候補者とした理由

豊原浩氏は、財務・企画部門の部門長を始め、管理部門全般について豊富な経験と実績を持ち、2022年6月より代表取締役専務執行役員を務めております。中長期戦略の推進役として今後も企業価値向上への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者としてしました。

## 3 ひろ せ 廣瀬

ゆずる 讓 (1972年2月21日生)

所有する当社株式の数 10,940株



再任

### ▶ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2001年 4 月 当社入社  
2011年 3 月 エクセディグローバルパーツ社長  
2014年 4 月 当社執行役員  
2018年 4 月 上級執行役員  
2019年 4 月 営業本部長  
2019年 6 月 取締役（現在に至る）  
2023年 4 月 常務執行役員（現在に至る）  
2025年 4 月 戦略事業本部長（現在に至る）

### ▶ 取締役候補者とした理由

廣瀬讓氏は、長年の海外駐在経験と営業部門全般について豊富な経験と実績を持ち、2023年4月より取締役常務執行役員を務めております。戦略事業本部長としてグローバルな視点での新事業の創出・育成に邁進しており、企業価値向上への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者としてしました。

## 4 たかのとしき 高野 利紀 (1954年8月31日生)

所有する当社株式の数 3,000株



再任 社外 独立

### ▶ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1984年 1 月 ローム株式会社入社  
2010年 6 月 同社取締役  
2015年 6 月 同社取締役退任  
2017年 6 月 当社取締役（現在に至る）

### ▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高野利紀氏は、ローム株式会社の取締役として、長年にわたり同社の経営に携わってこられました。企業経営や新事業開発に関する幅広い知見を有しており、当社のマーケティング強化など新規事業開発の進め方を中心に様々な指摘や提言をいただいております。今後も執行から独立した客観的な立場で取締役の業務執行を監督することでコーポレート・ガバナンスを強化することが期待できるため、引き続き社外取締役候補者としてしました。

## 5 はやし たかし 林 隆司 (1956年4月22日生)

所有する当社株式の数 1,500株



再任 社外 独立

### ▶ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1979年 3 月 日本ラヂエーター株式会社  
（現マレリ株式会社）入社  
2008年 6 月 同社取締役専務執行役員  
2011年 6 月 東京ラヂエーター製造株式会社代表取締役社長、  
執行役員社長  
2019年 6 月 同社取締役会長  
2020年 6 月 当社取締役（現在に至る）

### ▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

林隆司氏は、東京ラヂエーター製造株式会社の取締役として、長年にわたり経営に携わってこられました。自動車部品業界における経営者としての豊富な知見を有しており、事業ポートフォリオの転換を進めていくうえでの人員配置やリスクリング等の組織運営上の課題などについて指摘や提言をいただいております。今後も執行から独立した客観的な立場で取締役の業務執行を監督することでコーポレート・ガバナンスを強化することが期待できるため、引き続き社外取締役候補者としてしました。

## 6 <sup>いの</sup> <sup>うえ</sup> <sup>ふく</sup> <sup>こ</sup> 井上 福子 (1963年10月18日生)

所有する当社株式の数 400株



再任 社外 独立

### ▶ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1987年 4月 UCC上島珈琲株式会社入社  
1996年 9月 アジア開発銀行予算人事局人事部、人事担当官、  
トレーニング担当官  
2004年 5月 ボーダフォンジャパン株式会社総務人事本部、  
人材開発担当部長  
2006年 6月 ティファニーアンドカンパニー人事部長  
2011年 9月 SAPジャパン株式会社人事本部長、人事担当執行役員  
2013年 1月 国際原子力機関人事部人材計画課課長  
2017年 7月 同機関マネジメント局上級人事担当官  
2018年 4月 同志社大学大学院ビジネス研究科教授（現在に至る）  
2022年 6月 当社取締役（現在に至る）  
2023年 6月 ローム株式会社社外取締役（現在に至る）

### ▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

井上福子氏は、グローバル企業や国際機関において人事における要職を歴任された後、大学の教授を務めておられます。組織開発や人的資本管理に関する学識経験者としての豊富な知見を有しており、AI活用やリスクリングの促進による人材育成や従業員エンゲージメント向上などを中心に指摘や提言をいただいております。今後も執行から独立した客観的な立場で取締役の業務執行を監督することでコーポレート・ガバナンスを強化することが期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。

## 7 <sup>いの</sup> <sup>とう</sup> <sup>き</sup> <sup>み</sup> <sup>こ</sup> 伊藤 紀美子 (1949年1月20日生)

所有する当社株式の数 0株



再任 社外 独立

### ▶ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1995年 6月 田嶋株式会社代表取締役社長（現在に至る）  
2013年 4月 神戸経済同友会常任幹事（現在に至る）  
2016年11月 神戸商工会議所副会頭  
2017年 9月 神戸市外国語大学副理事長  
2023年 6月 当社取締役（現在に至る）

### ▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

伊藤紀美子氏は、田嶋株式会社の代表取締役として、長年にわたり経営に携わり、経営者としての豊富な知見を有しております。また、神戸商工会議所の副会頭を務めるなど地域振興に貢献されてきました。これらの知見に基づき、すそ野を広げた新事業の探索やM&A後のPMI計画に関する指摘や提言をいただいております。今後も執行から独立した客観的な立場で取締役の業務執行を監督することでコーポレート・ガバナンスを強化することが期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高野利紀氏、林隆司氏、井上福子氏及び伊藤紀美子氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 各社外取締役候補者の兼職先と当社との間に取引関係はありません。
4. 高野利紀氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、9年となります。
5. 林隆司氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、6年となります。
6. 井上福子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、4年となります。
7. 伊藤紀美子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、3年となります。
8. 当社と高野利紀氏、林隆司氏、井上福子氏及び伊藤紀美子氏との間で、定款の規定に基づく責任限定契約を締結しております。本議案が原案どおり承認可決され4氏が再任された場合は、それぞれの契約を継続する予定であります。
- 上記責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- (1) 社外取締役が、当社に対して損害賠償責任を負う場合、損害賠償責任の限度額を会社法第425条が規定する最低責任限度額とする。
- (2) 上記の賠償責任の限定は、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られる。
9. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む個人被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。（ただし、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法に違反することを認識しながら行った行為など、免責規定に該当する場合を除く。）各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
10. 高野利紀氏、林隆司氏、井上福子氏及び伊藤紀美子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

以 上

## (ご参考) 役員構成

第3号議案を原案どおりご承認いただいた場合の各役員の専門性・経験は以下のとおりです。

氏 名		経営 トップ 経験	イノベ ション・ 新規事業 に関する 知見	基幹事業 に対する 知見	サプライ チェーン・ マーケ ティング	ファイナンス	人事・ 人材開発	サステナ ビリティ・ ESG	法務・ リスク マネジメント	グローバル
取 締 役	吉永 徹也	●	●	●				●		●
	豊原 浩		●			●	●	●	●	
	廣瀬 譲		●	●	●					●
	高野 利紀	社外	独立	●	●			●		●
	林 隆司	社外	独立	●	●	●	●		●	●
	井上 福子	社外	独立					●	●	●
	伊藤紀美子	社外	独立	●	●			●		●

# 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におきましては、A T事業（自動変速装置関連事業）における受注減少などにより、売上収益は減少いたしました。利益面におきましては、売上収益の減少や労務人件費などのコスト上昇要因などがあるものの、前連結会計年度において不採算の米国子会社を閉鎖するなど生産性向上につとめた結果、営業利益は増加いたしました。税引前利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益は営業利益の増加に加え、投資運用益による金融収益の増加などにより増加いたしました。

当連結会計年度の業績は、売上収益 3,039億円（前年同期比 1.8%減）、営業利益 222億円（前年同期比 1.8%増）、税引前利益 236億円（前年同期比 15.9%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益 137億円（前年同期比 7.3%増）となりました。

報告セグメントの種類別の概況は次のとおりです。

#### 【MT（手動変速装置関連事業）】

売上収益は 755億円（前年同期比 2.2%増）となりました。セグメント利益は売上収益の増加などにより 115億円（前年同期比 7.0%増）となりました。

#### 【AT（自動変速装置関連事業）】

売上収益は 1,883億円（前年同期比 5.7%減）となりました。セグメント利益は受注減少による売上収益の減少はあるものの、不採算の米国子会社の閉鎖やコスト上昇分の売価への転嫁などにより 157億円のセグメント利益（前年同期比 26.1%増）となりました。

#### 【TS（産業機械用駆動伝動装置事業）】

売上収益は 128億円（前年同期比 7.9%減）となりました。セグメント利益は経費節減につとめたものの売上収益の減少などにより 15億円（前年同期比 8.7%減）となりました。

#### 【その他】

売上収益は 274億円（前年同期比 23.4%増）となりました。インド・アセアン地域での 2 輪用クラッチの売上収益の増加はあるものの、研究開発費用の増加などにより 28億円のセグメント損失（前年同期は 3 百万円のセグメント利益）となりました。

所在地別の概況は次のとおりです。

#### 【日本】

売上収益は 1,213億円（前年同期比 1.8%減）となりました。受注の減少に伴う A T 事業の売上収益の減少などによるものです。営業利益は、売上収益の減少や労務人件費の上昇などにより 61億円（前年同期比 41.5%減）となりました。

### 〔米州〕

売上収益は 469億円（前年同期比 17.3%減）となりました。前連結会計年度において不採算の米国子会社を閉鎖したことなどによるものです。営業利益は、生産性向上などの合理化に取り組んだ結果 5億円（前年同期は 14億円の営業損失）となりました。

### 〔アジア・オセアニア〕

売上収益は 1,235億円（前年同期比 5.6%増）となりました。インド・アセアン地域での 2 輪用クラッチの売上収益の増加や中国やタイにおける A T 事業の売上増加によるものです。営業利益は、売上収益増加などにより 149億円（前年同期比 23.9%増）となりました。

### 〔その他〕

売上収益は 122億円（前年同期比 1.0%減）、営業利益は、売上収益の減少などにより 7億円（前年同期比 14.9%減）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は89億円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

事業セグメント	会社名	内容
AT・MT	当社	生産能力更新投資
AT・その他	ダイナックス	生産能力更新投資・試験設備導入

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達は、自己資金及び銀行借入金で充ちいたしました。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

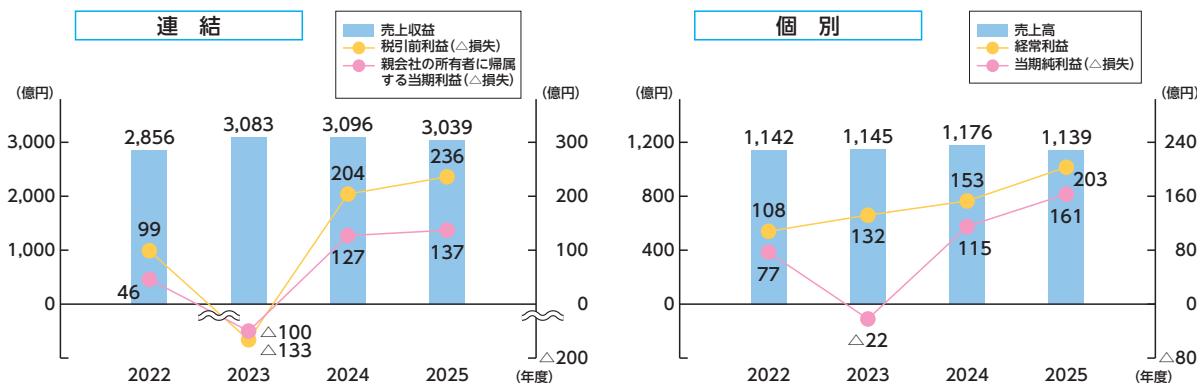
## (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。

## (8) 財産及び損益の状況

(単位:百万円)

区 分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当連結会計年度)
売 上 収 益	285,639	308,338	309,564	303,933
税引前利益 (△損失)	9,916	△13,274	20,405	23,649
親会社の所有者に帰属する当期利益 (△損失)	4,591	△10,023	12,744	13,680
基本的1株当たり当期利益 (△損失)	97円78銭	△213円43銭	304円13銭	374円31銭
資 産 合 計	331,875	321,935	303,912	320,103
資 本 合 計	239,901	233,539	194,268	208,272
1株当たり親会社所有者帰属持分	4,803円89銭	4,653円32銭	4,927円00銭	5,274円06銭



## (9) 対処すべき課題

ロシア・ウクライナ戦争の長期化や中東情勢の緊迫化など地政学リスクが高まる中においても、自動車業界の100年に1度の大変革期は続いております。車両のBEV化は一時的に減速期を迎えているように見えますが、中長期的に内燃機関のみで動く車両の減少は不可避と考えております。また、地球温暖化防止や国内における少子高齢化に伴う労働力人口の減少等への対応は引き続き重要な課題です。当社ではPEST分析手法を用いて未来予測を行い、リスクと機会を特定の上、当社グループの優先取組課題（マテリアリティ）を洗い出し、同課題解決に向けた長期ビジョン（2050年度までに実現を目指す姿）を策定しています。

優先取組課題（マテリアリティ）	長期ビジョン（2050年度までに実現を目指す姿）
地球温暖化防止 環境順法・コンプライアンス サーキュラーエコノミー	脱炭素社会づくりをはじめ、環境負荷の最小化に貢献する <企業理念：社会の喜び>
動力を効率的に伝達する新たな製品の提供 技術革新による新たな価値の提供	新たな価値を創造し提供し続ける <企業理念：お客様の喜び>
働いてよかったと思える会社の実現 ダイバーシティ&インクルージョンの推進 健康/労働安全衛生・人権の尊重	ときめきと情熱を感じられる魅力的な会社になる <企業理念：私たちの喜び>
コンプライアンス ガバナンス 持続可能な調達	強固なガバナンスを基盤として安定した経営体制を維持する

長期ビジョンの実現に向けた具体的な取組みとして、2024年4月に当社グループの中長期戦略を策定し、事業戦略上のKPI（2030年度目標）を定めるとともに、下記の事業戦略の骨子を定めました。

事業戦略の骨子	主な取り組み
事業ポートフォリオの転換	現行ビジネスにおける稼ぐ力を改善し、新事業の創出に人財と資金を集中投入
現行ビジネスの収益力の確保・向上	アフターマーケット市場 製品ラインの拡充、新興国の補修部品市場の開拓 自動車生産用部品（OEM事業） 生産体制の最適化等による効率経営の追求 適正価格の実現による収益力強化
新事業の創出・育成	協業等により不足資源を外部から獲得し電動化戦略を加速 プロジェクトへの経営資源の優先投入、早期実現 さらなる新事業の創出

また、2030年度を見据え、2026年度までの中期経営計画「変革/REVOLUTION 2026」を策定しております。当該中期経営計画においては以下のような中期課題があると認識しており、その解決に向け、下表の中期施策を実施してまいります。そのために、2025年4月1日付で現行ビジネスを統合した基幹事業本部と新事業関連部門を統合した戦略事業本部を新設し、現行ビジネスの収益力の確保・向上を図りつつ新事業の創出・育成に努めてまいりました。

さらに当社は、2026年6月19日に開催予定の定時株主総会での承認を前提に、指名委員会等設置会社に移行する予定です。この移行により、グループ全体で、仕事の時間軸や取組み方法を大胆に変革（脱エクセディ）することに挑戦し、長期ビジョンKPIや中長期戦略の2030年度目標を達成して従来のエクセディを超越（超エクセディ）することを目指す動きを加速させてまいります。

中 期 課 題	中 期 施 策
内燃機関車減少によるAT事業における需要減少 BEVやHEVへの需要シフト対応 現行ビジネスの増減産への効率的な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車生産用部品（OEM事業）の収益性向上</li> <li>新興国の補修部品市場（アフター）の開拓、製品ラインの拡充等による収益性の更なる向上</li> <li>AT事業においてグローバルベースで生産能力の再編を継続</li> </ul>
新事業の創出及びそのための更なる体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>協業等により不足資源を外部から獲得し電動化戦略を加速</li> <li>プロジェクトへの経営資源の優先投入、早期実現</li> <li>M&amp;Aの積極活用等によるさらなる新事業の創出</li> </ul>
最適なキャピタルアロケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>成長投資と株主還元を積極的に実行しつつ、最適な資本構成を追求・維持</li> </ul>
カーボンニュートラルに向けたCO <sub>2</sub> 排出量削減、環境負荷の最小化	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ・再エネ・環境負荷低減活動の推進</li> </ul>
新たな価値を創造する人財の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>DX人財、電動関連、新規ビジネス創出等 価値創造に資する研修や採用活動の継続実施</li> </ul>
ダイバーシティ及び働き方改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な従業員が働きがい（エンゲージメント）を感じる職場づくり</li> </ul>

以上の中期課題への取組みに加えて、財務・非財務取組みの開示充実による資本コスト低減を進め、結果としての企業価値向上を目指してまいります。

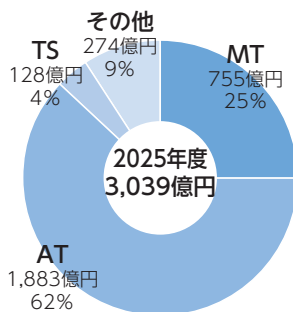
なお、各セグメントにおける課題は下記のとおりです。

- ・MT（手動変速装置関連事業）  
補修用部品について世界11ヶ国・14社の販売会社を通じたグローバル販売網と、独自の受発注システム（EXEDY Express Delivery）の構築による即納体制を活かし、積極的な販売拡大活動を行うとともに、製品ラインの拡充等による収益性の更なる向上に取り組んでまいります。
- ・AT（自動変速装置関連事業）  
事業環境の変化に合わせ、グローバルベースでの生産能力再編を引き続き進めてまいります。また適切な売価設定を通じ採算性向上に取り組んでまいります。
- ・TS（産業機械用駆動伝動装置事業）  
建設機械、フォークリフト向け製品分野では、コスト競争力強化により収益力確保を目指してまいります。
- ・その他  
2・3輪向けの小型電動プロジェクトやドローン事業など新事業の早期の収益化に取り組んでまいります。さらに、インホイールモータ事業を買収するなど、電動化の進展に対応するために必要な技術の獲得を進め、競争力のある商品・サービスを継続的に提供することを目指してまいります。

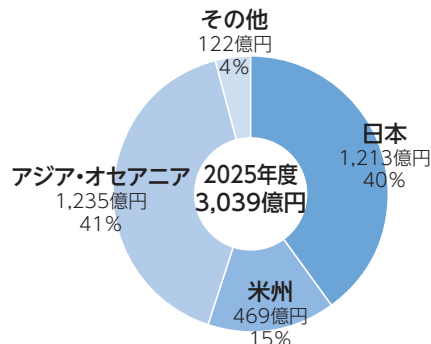
(10) 主要な事業セグメント（2026年3月31日現在）

事業セグメント	主要製品名
M T	クラッチディスク、クラッチカバー、2マスフライホイール
A T	トルクコンバータ、オートマチックトランスミッション部品
T S	パワースhiftトランスミッション・同部品
その他	2輪用クラッチ、機械装置、運送請負

事業セグメント別売上構成比率(ご参考)



地域別売上構成比率(ご参考)



※売上収益は外部顧客に対する売上収益を使用しております。

(11) 主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

①当社

本 社	本社	(大阪府寝屋川市)
生 産 拠 点	本社工場	(大阪府寝屋川市)
	上野事業所	(三重県伊賀市)
	亀山事業所	(三重県亀山市)
	川越工場	(埼玉県川越市)
	広島工場	(広島県東広島市)
販 売 拠 点	東京営業所	(東京都武蔵野市)
	神奈川営業所	(神奈川県厚木市)
	静岡営業所	(静岡県富士市)
	浜松営業所	(静岡県浜松市)
	中部営業所	(愛知県安城市)
	広島営業所	(広島県安芸郡)

②子会社

(13) 重要な親会社及び子会社の状況をご参照ください。

(12) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

(単位：名)

事業セグメント		従業員数		前連結会計年度末比増減	
M	T	3,218	(1,115)	△100	(△48)
A	T	4,883	(881)	△242	(△121)
T	S	315	(24)	△15	(△6)
そ	の	2,240	(1,140)	298	(141)
他					
全	社（共通）	314	(7)	32	(1)
合	計	10,970	(3,167)	△27	(△33)

(注) 1. 従業員数は就業人員（出向者数は出向先の従業員数に含めております。）であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない研究開発部門等に所属しているものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,514名 (540名)	△39名 (△38名)	43.8歳	17.4年

(注) 従業員数は就業人員（出向者数は出向先の従業員数に含めております。）であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

## ②重要な子会社の状況

名 称	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ダイナックス	北海道 千歳市	500 百万円	100%	自動変速装置用部品等 製造販売
ダイナックスアメリカ	米国 バージニア州	51 百万米ドル	100	自動変速装置用部品等 製造販売
エクセディグローバルパーツ	米国 ミシガン州	5 百万米ドル	100	クラッチ装置部品等 販売
エクセディダイナックスメキシコ	メキシコ アグアスカリエンテス州	105 百万米ドル	100	自動変速装置用部品等 製造販売
エクセディタイランド	タイ チョンブリ県	100 百万パーツ	67	クラッチ装置部品等 製造販売
エクセディマニファクチャリング インドネシア	インドネシア カラワン県	24 百万米ドル	100	クラッチ装置部品等 製造販売
エクセディベトナム	ベトナム ビンフック省	4 百万米ドル	80	2輪用クラッチ 製造販売
エクセディダイナックス上海	中国 上海市	578 百万元	100	自動変速装置用部品等 製造販売
エクセディ重慶	中国 重慶市	101 百万元	70	クラッチ装置部品等 製造販売
ダイナックス工業（上海）	中国 上海市	10 百万米ドル	100	自動変速装置用部品等 製造販売
エクセディクラッチインド	インド カルナータカ州	5,773 百万ルピー	100	2輪用クラッチ 製造販売
エクセディインド	インド グレートノーイダ市	89 百万ルピー	74	クラッチ装置部品等 製造販売
エクセディミドルイースト	アラブ首長国連邦 ドバイ	1,500 千ディルハム	73	クラッチ装置部品等 販売
エクセディオーストラリア	豪州 ビクトリア州	1,400 千豪ドル	75	クラッチ装置部品等 販売
エクセディクラッチヨーロッパ	英国 チェシャー	325 千ポンド	100	クラッチ装置部品等 販売
Protean Electric Ltd.	英国 サリー	9 百万ポンド	100	インホイールモータの 開発、生産、販売

(注) 議決権比率には、間接所有分も含めております。

## (14) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	9,386百万円
株式会社三井住友銀行	3,759百万円

(注) 上記のほか、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とするシンジケートローン30,000百万円があります。

## 2. 株式に関する事項

### (1) 株式の状況（2026年3月31日現在）

①発行可能株式総数	168,000,000 株
②発行済株式の総数	48,593,736 株
③株主数	70,842 名（前期末比 8,310名増加）
④大株主	（単位：千株）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,703	15.6%
株式会社シティインデックスファースト	2,937	8.0
株式会社シティインデックスイレブンス	1,875	5.1
エクスチェイ従業員持株会	1,742	4.8
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,697	4.6
芭蕉会	1,021	2.8
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	764	2.1
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	697	1.9
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	466	1.3
JP MORGAN CHASE BANK 385781	369	1.0

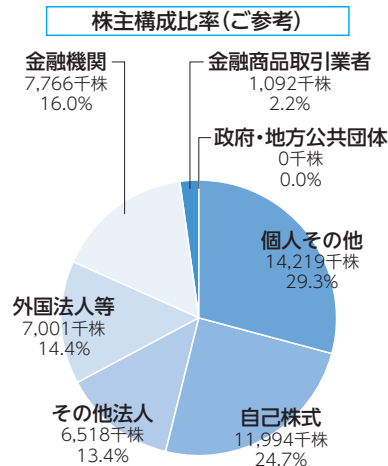
(注) 1. 当社は、自己株式を11,994,946株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### ⑤株式に関する重要な事項 （自己株式の処分）

当社では2018年6月26日の第68回定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、当社は2025年6月25日の取締役会決議に基づき、取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）3名及び執行役員6名に対して、譲渡制限付株式報酬として自己株式28,386株（うち、取締役に対し16,530株）を第三者割当処分いたしました。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況

(2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉永徹也	
代表取締役	豊原浩	専務執行役員、経営戦略推進本部長
取締役	廣瀬讓	常務執行役員、戦略事業本部長
取締役	高野利紀	
取締役	林隆司	
取締役	井上福子	同志社大学大学院ビジネス研究科教授、ローム株式会社社外取締役
取締役	伊藤紀美子	田嶋株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	鈴木隆	
監査役	福田正	弁護士、株式会社エスコン 社外取締役
監査役	坪田聡司	公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役高野利紀氏、林隆司氏、井上福子氏及び伊藤紀美子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 監査役福田正氏及び坪田聡司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 監査役坪田聡司氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 当社は取締役高野利紀氏、林隆司氏、井上福子氏及び伊藤紀美子氏、監査役福田正氏及び坪田聡司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。また、当社の独立社外取締役4名全員及び代表取締役社長を構成員とする報酬委員会において、報酬の決定方針及び当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について審議・決定がなされ、取締役会に答申されていることから、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容は下記のとおりです。

##### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

##### 2. 金銭報酬（基本報酬及び賞与）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、賞与は毎年、一定の時期に支給することとする。これらの額は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の非金銭報酬等は、株式報酬(譲渡制限付株式)とし、対象となる取締役の職責の範囲、当社の事業計画・業績、役員の基本報酬及び賞与との適切な割合、役員報酬水準等を総合的に勘案し、毎年、定時株主総会開催日から一カ月以内に開催される取締役会において決定するものとする。

4. 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針  
業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準等を踏まえ、原則として上位の役位ほど株式報酬のウェイトが高まる構成となるよう取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

金銭報酬の個人別の報酬額については報酬委員会において審議、決定し取締役会に答申する。取締役会は答申を踏まえて、取締役の報酬等について決議をおこなう。なお、株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	賞 与	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	238 (33)	153 (33)	17 (-)	68 (-)	11 (6)
監 査 役 (うち社外監査役)	32 (14)	32 (14)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	270 (47)	185 (47)	17 (-)	68 (-)	15 (9)

(注) 1. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれておりません。

2. 2006年6月27日開催の第56回定時株主総会決議による金銭報酬の報酬限度額

取締役 年額 300百万円

監査役 年額 60百万円

なお、取締役の上記報酬限度額には使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれません。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名、監査役4名です。

また、金銭報酬とは別枠で株式報酬(社外取締役及び非常勤取締役は付与対象外。)について下記のとおり決議しております。

2018年6月26日開催の第68回定時株主総会における株式報酬の決議内容

株式報酬の額 年額 200百万円以内

株式数の上限 年50,000株以内

当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く。)の員数は7名です。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役の個人別の基本報酬及び賞与の具体的内容は、手続きの独立性・客観性・透明性を確保するため、独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会において審議・決定しております。当該事業年度に係る個人別の報酬等を決定した当時の報酬委員は、代表取締役社長吉永徹也氏及び代表取締役豊原浩氏並びに独立社外取締役である吉川一三氏、高野利紀氏、林隆司氏、井上福子氏、伊藤紀美子氏です。

なお、個人別の株式報酬については、取締役会の決議により具体的内容を決定しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

(2026年3月31日現在)

区分	氏名	兼任先法人名	兼任の内容
取締役	井上福子	同志社大学大学院ビジネス研究科 ローム株式会社	教授 社外取締役
取締役	伊藤紀美子	田嶋株式会社	代表取締役社長
監査役	福田正	株式会社エスコン	社外取締役

- (注) 1. 当社は同志社大学との間に特別の関係はありません。  
 2. 当社はローム株式会社との間に特別の関係はありません。  
 3. 当社は田嶋株式会社との間に特別の関係はありません。  
 4. 当社は株式会社エスコンとの間に特別の関係はありません。

#### ②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の状況
取締役	高野利紀	当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、主に企業経営などの分野における豊かな経験と高い見識に基づき、マーケティング強化など当社の新規事業開発の進め方を中心に様々な指摘や提言をいただいております。また、執行から独立した客観的な立場で取締役の業務執行を監督することでコーポレート・ガバナンスの強化に向けた適切な役割を果たしております。
取締役	林隆司	当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、主に企業経営などの分野における豊かな経験と高い見識に基づき、事業ポートフォリオの転換を進めていくうえでの人員配置やリスクリング等の組織運営上の課題などについて指摘や提言をいただいております。また、執行から独立した客観的な立場で取締役の業務執行を監督することでコーポレート・ガバナンスの強化に向けた適切な役割を果たしております。さらに指名委員会の委員長として、取締役候補者の選定及び後継者候補の選定などに関して適切な役割を果たしております。
取締役	井上福子	当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、組織開発や人的資本管理に関する学識経験者としての豊富な知見を有しており、AI活用やリスクリングの促進による人材育成や従業員エンゲージメント向上などを中心に指摘や提言をいただいております。また、執行から独立した客観的な立場で取締役の業務執行を監督することでコーポレート・ガバナンスの強化に向けた適切な役割を果たしております。さらに報酬委員会の委員長として、個人別の報酬の決定や報酬制度の見直しなどについて適切な役割を果たしております。
取締役	伊藤紀美子	当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、主に企業経営などの分野における豊かな経験と高い見識に基づき、すそ野を広げた新事業の探索やM&A後のPMI計画に関する指摘や提言をいただいております。また、執行から独立した客観的な立場で取締役の業務執行を監督することでコーポレート・ガバナンスの強化に向けた適切な役割を果たしております。
監査役	福田正	当事業年度に開催した16回の監査役会中13回、並びに12回の取締役会中10回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての必要な発言を適宜行っております。
監査役	坪田聡司	当事業年度に開催した16回の監査役会の全て、並びに12回の取締役会の全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、必要な発言を適宜行っております。

### ③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、定款の規定に基づく責任限定契約を締結しております。

- イ. 各社外取締役及び各社外監査役が、当社に対して損害賠償責任を負う場合、損害賠償責任の限度額を会社法第425条が規定する最低責任限度額とします。
- ロ. 上記の賠償責任の限定は、各社外取締役及び各社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者は当社及び子会社の役員であり、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。（ただし、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役規則に違反することを認識しながら行った行為など、免責規定に該当するものを除きます。）

### (5) 執行役員の状況

(2026年3月31日現在)

役名	氏名	担当及び重要な兼職の状況	役名	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	山 川 順 次	調達本部長	執行役員	吉 田 洋 一	基幹事業本部長
常務執行役員	本 庄 央	開発本部長	執行役員	卯 野 浩 三	中国事業担当
上級執行役員	山 村 佳 弘	経営戦略推進本部副本部長	執行役員	寺 田 直 弘	営業本部長
上級執行役員	延 藤 勝	アセアン事業担当	執行役員	草 水 一 乃	インド事業担当
執行役員	青 木 辰 之	プロジェクトC*リーダー			

※MT事業の収益性改善プロジェクト

(注) 取締役を兼務する執行役員の状況は、(1) 取締役及び監査役の状況をご参照ください。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	70百万円
2 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	90百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社など一部の子会社は当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人が監査をしています。
3. 監査役会は、会計監査人から提出を受けた当事業年度の監査計画、監査時間及び監査報酬見積額の妥当性について検討し、合理的なものであると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務執行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、「コンプライアンス・企業倫理・環境対応など、企業の社会的責任を果たし、社会的な評価を向上させる」ことを経営方針の一環としております。

この方針に沿い、会社法及び会社法施行規則に規定する内部統制システムの基本方針を取締役会において以下のとおり決議し、統制状況の報告を取締役会において必要に応じ、行っております。

### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書保管保存規程」及び「機密情報管理規程」に基づき、業務執行に関する情報を適切に保存・管理する。

### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営戦略推進本部を総合的なリスク管理の統括部署とし、損失を未然に防ぐ活動を展開する。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例取締役会を毎月1回開催する他、常勤取締役と執行役員により構成される経営会議を月2回開催し、経営上の課題について、審議検討を行い、状況に応じて、機動的に対応できるシステムを構築する。

### (4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「エクセディ行動規範」を定め、取締役、執行役員及び使用人に対して法令、定款、社内規程遵守の啓発に努め、併せて「内部通報者保護規程」に基づき、コンプライアンス経営を確保する。また、社長直轄の独立した監査部門であるグローバル監査部は、当社における組織・制度の運用状況、諸規程等の遵守状況を監査する。

### (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の管理業務を経営戦略推進本部において統括する。

#### ① グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

グループ会社の業務執行状況は、各社が提出する月次報告書により確認し、業務執行についての重要事項は、取締役会、経営会議にて報告・審議する。

#### ② グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ会社にも適用される、リスクマネジメント・コンプライアンス規程に基づき、損失を未然に防ぐ活動を展開する。

#### ③ グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は連結中期経営計画を作成し、当該計画を具体化するための目標・課題をグループ全体で共有し、効率的な職務執行体制の確保に努める。

### (6) グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社が定める「エクセディ行動規範」をグループ会社の取締役、執行役員及び使用人に必要に応じて翻訳の上、小冊子を配付し周知徹底する。グローバル監査部は、内部監査規程及び関係会社管理規程に基づき、グループ会社における組織・制度の運用状況、諸規程等の遵守状況を監査する。

### (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて使用人を置くものとする。

### (8) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役を補助すべき使用人を置いた場合、その使用人の人事異動、評価、懲戒処分について、事前に常勤監査役に報告し、意見を求めるものとする。

- (9) 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
当社が監査役を補助すべき使用人を置いた場合、その使用人は他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければならない。
- (10) 監査役への報告に関する体制  
①取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制  
当社の取締役及び執行役員は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合、直ちに監査役に報告するものとする。  
②グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制  
当社グループの役員並びに使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について、報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。
- (11) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、「内部通報者保護規程」に基づき、相談又は内部通報をした者に対して、そのことを理由として解雇その他の不利益な処分は行なわない。
- (12) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定の予算を設ける。
- (13) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制  
当社は、常勤監査役が経営会議その他の各種会議体に参加し、業務執行状況を常に把握しうる体制を維持する。
- (14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方  
当社は、「エクセディ行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを定め、全ての従業員に周知徹底する。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度におきましては、取締役会を12回、経営会議を25回開催し、効率的な業務執行に努めると共に、リスク管理委員会を4回開催し、グループ全体の問題案件への対応及び、再発防止策の協議を行いました。また、定期的にグループ会社を含めたリスク事案の調査を行っており、重要な案件については、取締役会において報告がなされました。

また、リスク事案についての情報共有をグループ会社間で行い、適正な業務執行の確保に努めております。

当社及びグループ会社の業務監査やコンプライアンスのチェックはグローバル監査部が計画的に行っており、定期的に常勤監査役にも報告しております。

常勤監査役は経営会議及びリスク管理委員会に参加し、業務執行状況の把握に努めております。

役員・役職者を対象にセキュリティ講座を実施し、情報セキュリティガバナンスの向上に努めると共に、コンプライアンス研修や人権研修の実施、ハラスメントフリー・働きやすい職場への取組みの周知などを通じ、コンプライアンス・企業倫理の向上を図っております。

また、当社では内部通報窓口のほか、グループ全体の行動倫理に関する相談窓口を設置しております。

さらに、社外の弁護士に従業員が直接、相談通報できる窓口「エクセディホットライン」を設置しており、不正行為等の未然防止・早期発見に努めております。

これらの周知徹底のため、グループ全員に配付される「エクセディ行動規範」において、相談窓口を明示し、コンプライアンスに対する意識の向上を図っております。

## インホイールモータの開発・製造・販売を手掛ける 英国 Protean Electric 社を完全子会社化

Protean 社は、駆動用モータをホイールに内蔵するインホイールモータのマーケットリーダーであり、英国ロンドン近郊の開発拠点に加えて中国天津に生産工場を有し、大手自動車メーカーからの量産受注実績と市場投入実績を持つ唯一のインホイールモータ専門企業です。当社は、これまで自社で進めてきた電動化対応の知見に加え、従来培った駆動系部品に求められる技術や品質、顧客基盤、グローバル拠点を有しております。両社の強みを融合することで、インホイールモータの本格普及と事業展開を加速させます。



## ドローン事業強化のため、 北川鉄工所グループの UAV 資産を譲受

産業用無人航空機の開発で優れた実績と技術を積み重ねてきた北川鉄工所グループの UAV 事業終了にあたり、同事業が持つ「独自開発のフライトコントローラによる機体制御技術」など貴重な技術資産を当社が引き継ぎ、さらに安全で高性能、高品質なドローン開発体制を構築します。

## パレットトラック用 電動アシストユニットの初出荷



製造・物流現場における運搬業務の改善、それに付随する人手不足などの課題解決に向け、当社独自のアシスト技術を搭載した、電動アシストユニットの量産・出荷を開始しました。



## ステアリングやサスペンション部品を専門とする イタリアの老舗メーカー FRAP 社と合併会社設立

当社はこれまで、駆動系部品のグローバルサプライヤーとして実績を重ね、その中で補修品ビジネスは重要な収益の柱となっています。中期経営計画の一環として、市場ニーズに対応するため製品ラインアップの拡充を進めており、この度、高品質なステアリング・サスペンション部品で世界的に評価されるイタリアの FRAP 社と合併会社を設立しました。FRAP 社が長年培ってきた“Made in Italy”の確かな品質と技術力をベースに、新ブランド「EXEDY FRAP」を、当社が持つ世界的な販売ネットワークを通じて展開してまいります。



連結財政状態計算書 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>179,144</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>68,870</b>
現金及び現金同等物	74,473	社債及び借入金	23,101
営業債権及びその他の債権	52,778	営業債務及びその他の債務	35,271
その他の金融資産	6,514	その他の金融負債	795
棚卸資産	40,984	未払法人所得税	2,547
その他の流動資産	4,394	短期従業員給付	2,760
<b>非流動資産</b>	<b>140,959</b>	引当金	1,868
<b>有形固定資産</b>	<b>106,476</b>	その他の流動負債	2,528
建物及び構築物	44,727	<b>非流動負債</b>	<b>42,961</b>
機械装置及び運搬具	38,755	社債及び借入金	31,457
工具、器具及び備品	6,424	その他の金融負債	1,951
土地	15,314	退職給付に係る負債	6,816
建設仮勘定	1,257	繰延税金負債	22
<b>のれん及び無形資産</b>	<b>8,906</b>	その他の非流動負債	2,715
<b>そ の 他</b>	<b>25,577</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>111,830</b>
持分法で会計処理されている投資	4,175	<b>(資 本 の 部 )</b>	
資本性金融商品に対する投資	4,965	<b>親会社の所有者に帰属する持分</b>	<b>192,711</b>
その他の金融資産	593	資本金	8,284
繰延税金資産	13,598	資本剰余金	6,428
退職給付に係る資産	1,580	自己株式	△44,200
その他の非流動資産	665	その他の資本の構成要素	24,191
<b>資 産 合 計</b>	<b>320,103</b>	利益剰余金	198,008
		<b>非支配持分</b>	<b>15,561</b>
		<b>資 本 合 計</b>	<b>208,272</b>
		<b>負債及び資本合計</b>	<b>320,103</b>

連結損益計算書 (2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	303,933
売 上 原 価	241,173
売 上 総 利 益	62,759
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	38,848
そ の 他 の 収 益	1,202
そ の 他 の 費 用	2,883
営 業 利 益	22,230
金 融 収 益	2,597
金 融 費 用	975
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	△203
税 引 前 利 益	23,649
法 人 所 得 税 費 用	8,022
当 期 利 益	15,626
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 当 期 利 益	13,680
非 支 配 持 分 に 帰 属 す る 当 期 利 益	1,946

# 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>67,953</b>	<b>流動負債</b>	<b>48,274</b>
現金及び預金	31,889	買掛金	8,338
電子記録債権	2,406	1年内返済予定の長期借入金	10,000
売掛金	20,284	1年内償還予定の社債	10,000
商品及び製品	4,180	未払金	1,347
仕掛品	2,841	未払費用	4,030
原材料及び貯蔵品	1,038	未払法人税等	722
前渡金	636	前受金	232
前払費用	2,598	預り金	11,887
短期貸付金	157	製品保証引当金	1,705
その他の金	2,033	その他の	13
貸倒引当金	△108	<b>固定負債</b>	<b>34,564</b>
<b>固定資産</b>	<b>99,437</b>	長期借入金	30,000
<b>有形固定資産</b>	<b>32,010</b>	退職給付引当金	4,022
建物	14,615	資産除去債務	16
構築物	690	その他の	526
機械及び装置	7,145	<b>負債合計</b>	<b>82,838</b>
車両運搬具	124	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	1,993	<b>株主資本</b>	<b>84,567</b>
土地	6,766	<b>資本金</b>	<b>8,284</b>
建設仮勘定	678	<b>資本剰余金</b>	<b>8,237</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,130</b>	資本準備金	7,541
借地権	35	その他資本剰余金	696
ソフトウェア	1,061	<b>利益剰余金</b>	<b>112,152</b>
その他の	34	利益準備金	1,806
<b>投資その他の資産</b>	<b>66,297</b>	その他利益剰余金	110,346
投資有価証券	4,866	買換資産積立金	516
関係会社株式	38,820	繰越利益剰余金	109,830
関係会社出資金	11,804	<b>自己株式</b>	<b>△44,105</b>
長期貸付金	2,920	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△15</b>
長期前払費用	589	その他有価証券評価差額金	△15
前払年金費用	1,465	<b>純資産合計</b>	<b>84,552</b>
繰延税金資産	6,614	<b>負債純資産合計</b>	<b>167,390</b>
その他の	1,772		
貸倒引当金	△2,554		
<b>資産合計</b>	<b>167,390</b>		

# 損益計算書 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	113,865
売 上 原 価	90,984
売 上 総 利 益	22,881
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	17,238
営 業 利 益	5,644
営 業 外 収 益	16,796
受 取 利 息 及 び 配 当 金	13,120
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,392
為 替 差 益	872
そ の 他	1,411
営 業 外 費 用	2,154
支 払 利 息	409
社 債 利 息	39
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	343
支 払 補 償 費	48
そ の 他	1,314
経 常 利 益	20,285
特 別 損 失	1,900
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,419
投 資 有 価 証 券 評 価 損	480
税 引 前 当 期 純 利 益	18,386
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,553
法 人 税 等 調 整 額	768
当 期 純 利 益	16,065

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社エクセディ  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人 大阪事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 酒井 隆 一  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 北野 和 行  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エクセディの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社エクセディ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社エクセディ  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 酒井 隆 一  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 北野 和 行  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エクセディの2025年4月1日から2026年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針等に従い、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に対面又はオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、定期的に事業の報告を求め、必要に応じて重要な子会社に赴き、子会社の取締役及び監査役等と対面で意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

株式会社エクセディ 監査役会

常勤監査役 鈴木 隆<sup>印</sup>

社外監査役 福田 正<sup>印</sup>

社外監査役 坪田 聡司<sup>印</sup>



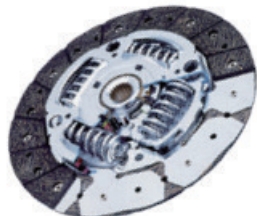
基幹事業製品  
(自動車・2輪車・産業車両 等)



クラッチカバー  
(マニュアル車用製品)



トルクコンバーター  
(オートマチック車用製品)



クラッチディスク  
(マニュアル車用製品)



ハイブリッド車用ダンパー  
(オートマチック車用製品)



ラフテレーンクレーン用  
トランスミッション



バイク用湿式多板クラッチ

新事業製品  
(次世代・電動化対応製品 等)



2輪/3輪BEV用  
駆動ユニット



ドローン



スマートロボット



BEV用ワイドレンジ  
ドライブシステム



E<sup>3</sup>-Drive Technology<sup>®</sup>  
(汎用電動駆動ユニット)

## 株式情報

## ● 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
期末配当	毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を支払う。
中間配当	毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に基づき、金銭による剰余金の配当を支払う。
定時株主総会	毎年 6月
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	同上
同 連 絡 先	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 電話（通話料無料）0120-094-777
単 元 株 式 数	100株
公 告 方 法	電子公告により当社ホームページ（ <a href="https://www.exedy.com">https://www.exedy.com</a> ）に掲載いたします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

## （ご注意）

- ①株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取扱いきませんのでご注意ください。
- ②特別口座に登録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行本店にてもお取次ぎいたします。
- ③未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

## ● 株主優待制度

対象株主	毎年9月30日の株主名簿を基準に100株以上を1年以上継続保有 <sup>※</sup> されている株主様
優待制度の内容	WEBカタログより各地の特産品や様々な商品を1点お選びいただけます。
実施時期	WEBカタログへアクセスするIDとパスワードを11月末頃から12月初旬にかけて郵送させていただきます。 WEBカタログギフトのお申込期限は1月31日となっております。

※ 1年以上継続保有とは、同一株主番号で、9月30日、3月31日現在の株主名簿に、連続して3回以上、100株以上の保有が記録されていることをいいます。

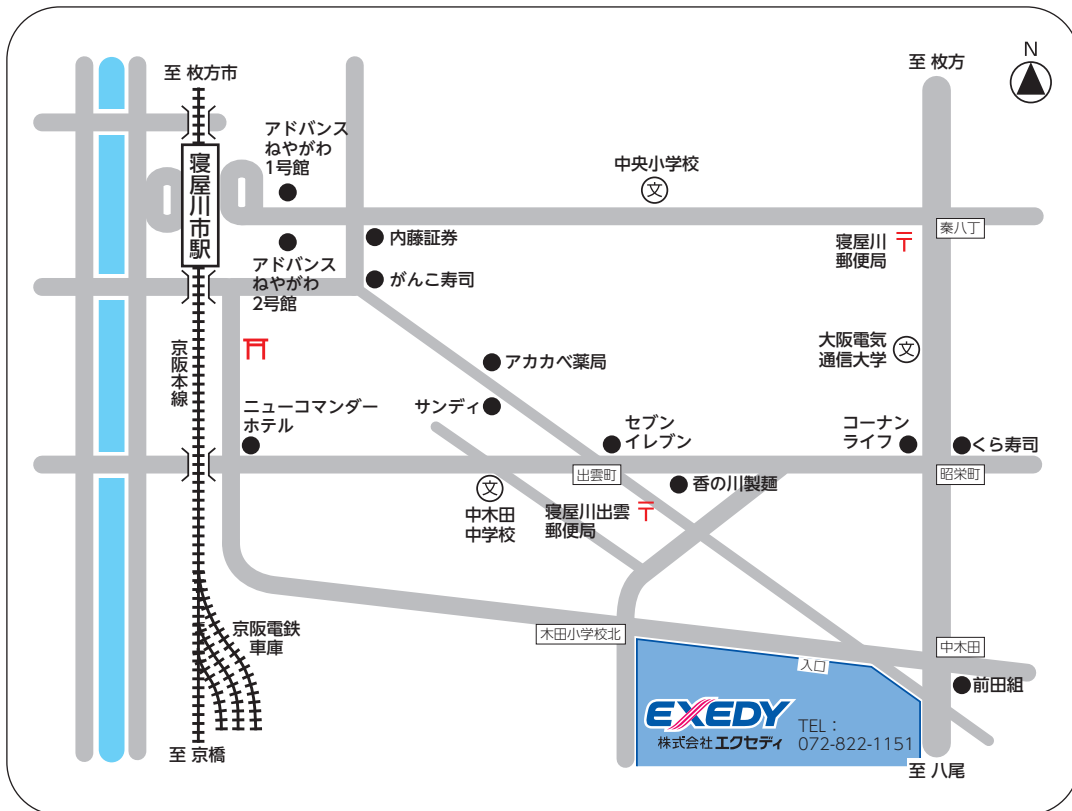








# 株主総会会場ご案内図



## 「株主総会へのご来場に関するお知らせ」

当社では以下の対応を取らせていただいております。ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 本株主総会では、**お土産の配付はございません。**
2. 株主総会後の工場見学はございません。
3. 本株主総会では、最寄り駅までの**送迎車両の運行を実施いたしません。**公共交通機関をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。  
また、この印刷物は、環境に配慮し、「FSC®認証紙」  
「ベジタブルインキ」を使用しています。



スマートフォンで読み取ると、  
株主総会会場までのナビゲーションが  
ご利用いただけます。



# 株式会社エクセディ